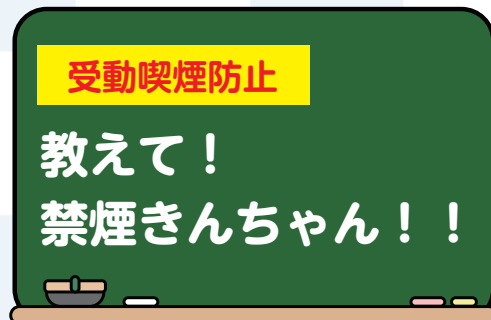


改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例
により、屋内は**原則禁煙**です。従業員も含め
て、望まない受動喫煙を防止しましょう。



飲食店店主

うん、屋内は
原則禁煙だよ

でも、お客様の中には
愛煙家の方も…
お店の外に灰皿を置いて
吸ってもらうのはいいかしら？

多摩立川保健所
たばこ対策キャラクター
「禁煙さんちゃん」



喫煙を禁止されていない屋外でも配慮義務があるよ！

喫煙を禁止されていない場所で喫煙をする場合や、喫煙を禁止されていない場所に喫煙場所を設置する場合も、周囲に受動喫煙を生じさせないように配慮する義務があります。例えば、人通りの多い歩道に面して喫煙場所を設置することは、歩行者が受動喫煙に遭う可能性が高いことから不適切です。店先における喫煙について苦情が寄せられることも多いため、ご注意ください。

なお、路上喫煙については、区市町村が独自に喫煙ルールを定めている場合があります。詳しくは、所在地の区市町村へご確認ください。



詳しくはこちら

とうきょう健康ステーション

受動喫煙防止対策の情報を発信しています。

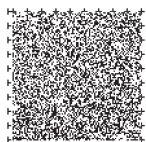
東京都受動喫煙防止対策相談窓口

検索

東京都受動喫煙防止対策相談窓口

もくもくゼロ
0570-069690

平日 9:00 ~ 17:45 ※通話料がかかります。



【この記事に関する問合せ先】市町村連携課市町村連携担当

2024年11月発行 登録番号(6)1
編集・発行 東京都多摩立川保健所 市町村連携課 企画調整担当
東京都立川市柴崎町2-21-19 ☎042-524-5171(代表)
印刷 株式会社モモデザイン
東京都杉並区今川 3-20-10



リサイクル適性A
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。